

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地の割賦分譲に関する規則の一部を改正する規則	1
高知県公安委員会告示 ○警備員指導教育責任者講習の実施	1
高知県選挙管理委員会告示 ◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に關し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (8・24揭示)	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数(〃)	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (〃)	2
◎告示(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正 (8・29揭示)	3

## 規 則

宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地の割賦分譲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年9月9日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県規則第41号

#### 宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地の割賦分譲に関する規則の一部を改正する規則

宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地の割賦分譲に関する規則(平成13年高知県規則第166号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 高知県宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに関する規則

第1条中「、その対価」を「その対価」に、「について」を「及び貸付けに關し」に改める。

第2条第2項中「認めた額」を「認めた額(次条第3項において「建築物撤去費用の額」という。)」に改め、同条第3項中

「分譲の対価」を「、当該宿毛湾港工業流通団地を分譲する場合の分譲の対価(次条第2項において「分譲の対価」という。)」に改める。

第3条中「割賦分譲」を「割賦分譲及び貸付け」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(貸付け)

**第3条** 宿毛湾港工業流通団地を貸し付ける場合は、借地借家法(平成3年法律第90号)第23条第2項に規定する借地権を設定するものとし、貸付料のほか契約保証金を徴収する。

2 前項の貸付料の年額は、分譲の対価の4パーセントに相当する額とする。

3 第1項の契約保証金の額は、建築物撤去費用の額に前項の貸付料の年額を加えて得た額とする。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。  
(高知県流通団地の割賦分譲及び貸付けに関する規則の一部改正)

2 高知県流通団地の割賦分譲及び貸付けに関する規則(平成13年高知県規則第103号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「設定し」を「設定するものとし」に改め、同条第2項中「同項」を「次項」に改める。

(高知港三里地区の港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに関する規則の一部改正)

3 高知港三里地区の港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに関する規則(平成13年高知県規則第127号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「設定し」を「設定するものとし」に改め、同条第2項中「4.0パーセント」を「4パーセント」に改め、同条第3項中「同項」を「前項」に改める。

(高知テクノパークの割賦分譲及び貸付けに関する規則の一部改正)

4 高知テクノパークの割賦分譲及び貸付けに関する規則(平成16年高知県規則第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「設定し」を「設定するものとし」に改め、同条第2項中「同項」を「次項」に改める。

### 公 安 委 員 会 告 示

#### 高知県公安委員会告示第23号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和4年9月9日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

- 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
  - 警備業務の区分
 

法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号業務」という。)
  - 種別
    - 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)
    - 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)
  - 実施期日
    - 新規取得講習  
令和4年11月8日(火)から同月16日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間
    - 追加取得講習  
令和4年11月14日(月)から同月16日までの3日間
  - 実施場所  
吾川郡いの町天王北一丁目14番地  
高知県立高知青少年の家
- 受講者定員
 

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

  - 新規取得講習 25人
  - 追加取得講習 5人
- 受講資格者
  - 新規取得講習
 

受講申込み時において、最近5年間に4号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
  - 追加取得講習
 

受講申込み時において、4号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)に該当するものとする。
- 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
  - 受講希望の事前申込み
    - 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。
    - 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシ

ミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 令和4年10月3日(月)及び同月4日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。

なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和4年10月5日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。

5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間

令和4年10月11日(火)から同月13日(木)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者には住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者には高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの) 1通

イ 4号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 1通

ウ 追加取得講習を受講しようとする者には、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 受講申込書等の提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては34,000円、追加取得講習にあつては10,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

- (1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)
- (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第120号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,915人である。

令和4年8月24日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

**高知県選挙管理委員会告示第121号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、165,953人である。

令和4年8月24日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

**高知県選挙管理委員会告示第122号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年8月24日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	91,435人
室戸市・東洋町選挙区	4,411人
安芸市・芸西村選挙区	5,868人
南国市選挙区	13,084人

土佐市選挙区	7,547人
須崎市選挙区	5,869人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,518人
土佐清水市選挙区	3,766人
四万十市選挙区	9,438人
香南市選挙区	9,336人
香美市選挙区	7,380人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,008人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,184人
吾川郡選挙区	7,882人
中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区	9,162人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,577人
黒潮町選挙区	3,114人

高知県選挙管理委員会告示第123号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年8月29日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

1 病院の表中

「

医療法人浦松会南国厚生病院	南国市立田1180番地
---------------	-------------

」

を削り、

「

医療法人つくし会南国病院	南国市大桶甲1479番地3
--------------	---------------

」

を

「

医療法人つくし会南国病院	南国市大桶甲1479番地3
医療法人千博会南国厚生病院	南国市立田1180番地

」

に改める。